

中央大学学則施行規則

(2021年12月6日施行)

※在学学生は入学時に配付された履修要項に記載の学則施行規則を参照してください。

中央大学学則施行規則

(規程第二百九十四号)

(趣旨)

第一条 この規則は、中央大学学則（以下「学則」という。）第六十四条に基づき学則の施行に関し必要な事項を定める。

(再入学者の在学年限)

第二条 再入学した者の在学できる年数は、除籍の期間を含め、通算して八年とする。

(編入学の資格等)

第三条 本大学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学士の学位を有する者
 - 二 短期大学を卒業した者
 - 三 高等専門学校を卒業した者
 - 四 旧国立工業教員養成所を卒業した者
 - 五 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 六 大学に二年以上在学し、当該学部教授会が定める所定の単位を修得した者（第一号に定める者を除く。）
 - 七 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
- 2 前項の規定にかかわらず、各学部教授会は、その定めるところにより、前項の資格を制限し、又はこれに条件を付すことができる。
- 3 第一項第一号に該当する者は、学士の学位を取得した学部の同一学科（「専攻」を含む。）に編入学することはできない。
- 4 編入学する者の編入学年次は、各学部教授会が定める。

(編入学の志願及び手続)

第四条 編入学を志願する者は、編入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて願い出て、かつ、編入学試験又はこれに代わる選考（以下「編入学の選考」という。）を受けなければならない。

- 2 編入学の選考に合格した者は、編入学の手続をすることができる。
- 3 編入学の手続をする者は、別に定める編入学手続要項により、保証人連署の誓約書その他必要な編入学書類に学費を添えて、手続をしなければならない。

(編入学生の修業年限)

第五条 編入学した者（以下「編入学生」という。）の修業年限は、学則第十七条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 第二年次に編入学した者 三年
 - 二 第三年次に編入学した者 二年
- 2 前項の修業年限を超えて在学できる年数は、四年を限度とする。

(転部科の条件)

第六条 第二年次又は第三年次に欠員が生ずる学部においては、その学部内又はその学部と同一専攻の学部間（一部・二部間）に限り選考のうえ、転部科（「転専攻」を含む。以下同じ。）を許可することがある。

2 転部科を志願する者は、各学部教授会が定める要件を備えていなければならない。

(転部科の志願及び手続き)

第七条 転部科の志願及び手続きについては、転部科試験要項による。

(転部科者の在学年限)

第八条 転部科した者の在学できる年数は、転部科した年次にかかわらず、入学の時期から通算する。

(除籍者の在学期間)

第九条 除籍された者の在学した期間は、入学の時期から除籍された日までとする。

第十条 削除

(休学許可の取消し)

第十一条 休学の事由が休学した日から二カ月未満の期間内に消滅したときは、保証人と連署の休学許可取消願を提出し、休学許可の取消しを受けることができる。ただし、休学による学費の免除を受けた者は、その免除された額を学費として添えなければならない。

2 休学許可の取消しを受けた場合は、休学の許可を受けた日に遡り休学していなかったものとみなす。

(除籍の取消し)

第十二条 学則第三十一条第一項第一号又は第四号（退学処分を受けた者を除く。）の規定により除籍された者が、学業の継続を希望するときは、除籍された日から二週間以内に保証人と連署の除籍取消願を提出し、許可を受けて引き続き修学することができる。

(入学前の単位の認定)

第十三条 学則第三十五条の四の規定により行う本大学に入学する前に修得した単位の認定は、各学部教授会が定める認定基準によって行うものとする。

(転部科者の単位の認定)

第十四条 転部科前に修得した単位は、各学部教授会が定める認定基準により、転部科後における修得すべき授業科目の単位とみなすことができる。

(他学部科目等の履修)

第十五条 他の学部属する科目のうち、在学する学部設置されていない授業科目については、三十単位を超えない範囲において履修することができる。

2 前項の規定により、履修することができる科目は、各学部教授会が定める。

3 他の学部属する科目の履修を希望する者は、関係学部長の許可を受けなければならない。

(在学期間の延長)

第十五条の二 学則第四十三条に規定する卒業の要件を満たした者が、引き続き学修の継続を希望するときは、各学部教授会は在学の延長を許可することができる。

2 前項の在学を延長できる期間は、原則として、卒業要件を満たした学年の翌年度一カ年とし、再度在学の延長を希望する者については、一カ年を限度として更に在学の延長を許可することができる。ただし、学則第十七条第二項に規定する年数を超えることはできない。

3 在学の延長を許可された者の卒業年度は、在学期間が終了する年度とする。

4 学則第四十三条の二ただし書の規定は、第一項の規定により在学の延長を許可された者にも適用する。

5 第一項の規定により在学の延長を許可された者については、中央大学学則施行細則第十条の規定により各学部教授会の定めた範囲で授業科目の履修を許可することができる。

6 第一項の規定により在学の延長を許可された期間の休学は認めない。

7 その他在学の延長に関する細目は、別に定める。

(改正)

第十六条 この規則の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (規程第六百六十号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (規程第八百五十号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十五条第二項の規定については、昭和五十九年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千九十五号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千二百四十六号)

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (規程第千三百四十八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千三百九十一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十五条の規定は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千四百十四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千四百九十三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（規程第千五百七十八号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百三十号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百六十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百六十七号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千九百四十七号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年十二月六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

改正 令和三・一〇・一五（規程第二千九百三十号）